

答申骨子(案)(6月4日版)
都道府県型 JPドメイン名におけるセカンドレベルドメイン(2LD)への
日本語ラベルの導入について

▼背景

- 都道府県型 JPドメイン名は、「地域向け」もしくは「地域発」の情報提供の活動を行う個人ならびに組織に登録・活用してもらい、全国47都道府県におけるインターネットを活用した地域活動やコミュニティの更なる活性化に資することを目的として2012年11月に新設された。2014年5月現在、約1万1千件の登録がなされ、その導入目的を果たしてきている。
- 都道府県型 JPドメイン名では、「ドメイン名例.tokyo.jp」のように、TLD、2LD(セカンドレベルドメイン、都道府県ラベル)はASCIIラベルとなっており、2LDでもASCIIラベルのみではなく日本語の都道府県ラベルを求める声が寄せられている。

▼論点1:都道府県型 JPドメイン名における2LDに日本語ラベルを導入すべきか。

- 汎用JPドメイン名では、2014年5月1日時点で約14%が日本語ラベルで登録されているのに対し、都道府県型JPドメイン名では、約27%と汎用JPドメイン名に比べて日本語ラベルがよく使われている。
- また、日本においては、都道府県名の表記として、英字よりも日本語の方に馴染みがあり、認知力も高い。
- さらに、都道府県型JPドメイン名における2LDへの日本語ラベルの導入は、たとえば、「<特産品><都道府県(日本語)>.jp」といったドメイン名が登録可能となり、2LDがASCIIラベルよりも訴求力を高められる場合があり、その結果、地域活性化にもつながり、都道府県型JPドメイン名の本来の目的に資すると考える。
- よって、都道府県型JPドメイン名における2LDに日本語ラベルを導入すべきである。

▼論点2:都道府県型 JPドメイン名における2LDの日本語ラベルとして何が適切か。

- 一般に、漢字で、「都」「府」「県」を除いた都府県名は都府県を表現するものとして認知されているが、一般に都道府県「北海道」を表現するのは「北海道」という文字列そのものであり、「北海道」から「道」を除いた「北海」は「北海道」を表しておらず、「北海」で導入した場合、インターネットユーザーの混乱を招く可能性があるため、北海道は別扱いにする必要がある。
- また、都道府県型 JP ドメイン名における 2LD の ASCII ラベルは、「HOKKAIDO」や「AOMORI」などになっているため、日本語ラベルは、それと読みが同じになる、「北海道」や「青森」などを使うのが望ましい。
- 一方、「あおもり」といった「と」「ふ」「けん」を省略し、「どう」は省略しない平仮名の日本語ラベルも考えられるが、漢字よりも幅広い解釈がされる場合があるととも、ドメイン名が長くなり、使いづらい。
- よって、都道府県型 JP ドメイン名における 2LD の日本語ラベルとしては、「都」「府」「県」を除いた漢字の都府県名と「北海道」の日本語ラベルで構成するのが望ましい。

▼論点3:「〇〇.<都道府県(ASCII)>.jp」と「〇〇.<都道府県(日本語)>.jp」の関連付けを行うことが適切か。また、その関連付けが適切だとした場合、どのような関連付けを行うことが適切か。

- 新しい空間が創出される際には、商標などの権利を守るための防衛的な登録が登録者の負担となる場合があるため、一方のドメイン名の登録者のみが、もう一方のドメイン名を登録できるようにすることで、これを抑止できる。
- 一方、「〇〇.<都道府県(ASCII)>.jp」と「〇〇.<都道府県(日本語)>.jp」のドメイン名で示される Web ページやメールアドレスの関連付けについても、適切に行われれば使いやすくなり、また、インターネットユーザーの混乱をより少なくすることにつながる。しかし、この関連付けの可否は、ドメイン名の使用環境に依存するものであるため、レジストリ、指定事業者、ISP、Web ホスティング事業者などの間での整合の取れた協力が必要となり、レジストリだけでは解決できない。また、登録者によっては、Web ページやメールアドレスにおいて、例えば、「〇〇.<都道府県(日本語)>.jp」は日本語コンテンツ用、「〇〇.<都道府県(ASCII)>.jp」は英語コンテンツ用と、両者を別物として扱えるよう

な自由度を要求することも考えられる。

- また、「〇〇.<都道府県(ASCII)>.jp」と「〇〇.<都道府県(日本語)>.jp」をそれぞれ別の目的のために使う際に、登録者が別の者にそのドメイン名を使わせるという形も考えられる。インターネットユーザーの視点に立てば、登録者が同一であり続ける方が混乱は少ないが、登録者の視点に立てば、登録者が別の者にドメイン名を移転するという本来の権利を損なう可能性がある。そして、登録後のドメイン名移転を認めないことは、本来の利用者と登録者が異なる状況を生むため、登録情報を正しい情報に保つためにも、登録者が別の者にそのドメイン名を使わせるという登録者の意思に基づく場合にはドメイン名移転を行うことができるようにすべきである。
- よって、「〇〇.<都道府県(ASCII)>.jp」と「〇〇.<都道府県(日本語)>.jp」は、登録時においては、同一の登録者であることを求めるべきであるが、その利用については、別々のドメイン名として、ドメイン名移転を含め、利用の形を制限すべきではない。

▼論点4:「北海道」は、都道府県型 JP ドメイン名に対応する日本語の都道府県ラベルとしてではなく、「行政・司法・立法に関する日本語 JP ドメイン名リスト」に定義されているが、どのような対応が適切か。

- 論点2で述べた、「都」「府」「県」を除いた漢字の都府県名の日本語ラベルは、「汎用 JP ドメイン名における予約ドメイン名」にて定められている。
- ただし、漢字の「北海道」は、政府の要請により予約している「行政・司法・立法に関する日本語 JP ドメイン名リスト」に入っており、該当する機関による登録を想定されているため、都道府県ラベルとしては使えない状態にある。
- これに対し、ASCII ラベルの「HOKKAIDO」に対してのみ日本語ラベルを導入しないという対応は、他の46の都府県と扱いに差が生じることになる。
- よって、47全ての都道府県ラベルにおいて日本語ラベルを導入できることが望ましい。これを実現するために、関連行政機関と「北海道」に関する調整を行うべきである。また、調整には時間がかかることも考えられるが、調整と導入手順の詳細については、導入の要望とのバランスも踏まえ、適切な対応を行うことが望ましい。

以上